



島根県報

平成27年 9 月 29 日 (火)

第 2,738 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農用地利用配分計画の認可	(農 業 経 営 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
島根県建設工事入札結果等閲覧規程の一部改正	(土 木 総 務 課)	2
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性 判定の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 住 宅 課)	3

【公 告】

都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧	(")	3

告 示**島根県告示第655号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 川平みどり	江津市川平町南川上663-1	江津市波積町北173-2外59筆

2 認可年月日

平成27年 9 月 29 日

島根県告示第656号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町小田805-1、843-1、1406-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による（次の図に示す部分に限る。）。

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第657号

島根県建設工事入札結果等閲覧規程（昭和57年島根県告示第648号）の一部を次のように改正する。

平成27年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第1項中「第2条第2号に掲げる書類にあっては入札の指名通知の日から、同条第1号及び第3号に掲げる書類にあっては」を削り、「、それぞれこれらの日」を「同日」に改め、同項ただし書中「同条第3号」を「第2条第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島根県建設工事入札結果等閲覧規程の規定は、この告示の施行の日以後に入札参加者の指名が行われる指名競争入札に係る入札結果等に関する書類について適用し、同日前に入札参加者の指名が行われた指名競争入札に係る入札結果等に関する書類については、なお従前の例による。

島根県告示第658号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所		構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号 東日本橋M-1ビル	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	平成27年 9 月 28 日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年 9 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課